

令和 7 年 2 月 阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和 7 年 2 月 2 1 日（金）午後 3 時 3 0 分	
会議場所	吉原交流センター 2 階 吉原ホール	
出席委員	出席者 教育長 宮 崎 智 彦 委 員 湯 原 敦 子 委 員 岡 田 治 美	欠席者 委 員 小 林 和 裕 委 員 安 江 健
委員以外 の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長、 図書館長、給食センター所長、予科練平和記念館長、 学校教育課主任、学校教育課主事	
議 題	議案第 6 号 阿見町立図書館読書記録帳サービス実施要綱の制定について 議案第 7 号 阿見町学校給食費事務取扱規則の一部を改正する規則について 議案第 8 号 阿見町学校給食費滞納整理要綱の一部を改正する訓令について 議案第 9 号 阿見町第 3 子以降学校給食費免除実施要綱の廃止について 議案第 1 0 号 阿見町民体育館条例の一部を改正する条例について 議案第 1 1 号 阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入について 議案第 1 2 号 阿見町立中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入事業補助金交付要綱を廃止する告示について 議案第 1 3 号 阿見町立学校管理規則の一部を改正する規則について 議案第 1 4 号 阿見町路線バス運行事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について 議案第 1 5 号 中学校教師用教科書及び指導書購入について 議案第 1 6 号 令和 6 年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について 議案第 1 7 号 令和 7 年度阿見町一般会計予算案（教育費）について 令和 7 年 2 月教育業務報告及び 3 月教育業務予定	
傍 聴 者	0 名	
議 事 概 要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第 8 条の規定により、ただいまより令和 7 年 2 月教育委員会定例会を開会します。 まず、会議録の確認ですが、1 月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
委員	異議なし。	

教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第 17 条の規定により、湯原委員を指名します。よろしくお願いします。
事務局	それでは審議事項に入ります。まず、議案第 6 号について、事務局より説明をお願いします。 ○議案第 6 号 阿見町立図書館読書記録帳サービス実施要綱の制定について 本要綱は、阿見町立図書館の利用促進を図り、町民等の読書意識の向上に資するため、図書館における図書の利用について記録する読書記録帳を用いたサービスの実施に関し、必要な事項を定めるものです。 利用者を小中学生に限定して事業を開始しましたが、多くの方から一般の人にもサービスの対象を拡大してほしいという要望を受けておりました。これまで読書記録帳サービスは内規として運用してきましたが、利用対象者を小中学生から町民に拡大することに伴い、改めて要綱として制定いたします。 サービスの対象は、町内に在住、在勤又は通学する者であって、図書カードを保有している者となっております。 読書記録帳には、図書の貸出年月日、名称、著者名等を記録し、発行費用は 100 円を考えております。
教育長	ただいま事務局より、議案第 6 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	図書カードとは別に、希望者に読書記録帳を交付するというのでしょうか。
事務局	はい。
教育長	他に質問がないようでしたら、議案第 6 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第 6 号については承認されました。 次に、議案第 7 号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第 7 号 阿見町学校給食費事務取扱規則の一部を改正する規則について

	資料 8 ページをご覧ください。様式第 5 号は、教職員の給食の実施状況を、各学校から給食センターに報告いただくものです。従来は正職員と県の会計年度任用職員、町の会計年度任用職員で表を 3 つに分けておりましたが、給食費の徴収事務に関しましては正職員と会計年度任用職員を区別する必要はございませんので、表を 1 つにまとめました。 資料 9 ページをご覧ください。様式第 6 号は、児童生徒の給食費に変更があった時、学校から給食センターに報告していただくものであり、「学校給食喫食状況報告書」から「学校給食変更状況報告書」へ名称を改めます。 資料 10 ページをご覧ください。本要綱の新旧対照表となっております。第 5 条の第 1 項、第 2 項は文言の整理のみで、内容については変更ございません。 第 3 項は、4 月から開始予定の第 2 子以降給食費無料化に伴う改正となっております。18 歳以下の第 2 子以降の給食費を無料としまして、就学援助費又は特別支援就学奨励費の交付を受けている者は、援助を優先するため、無料化の対象からは除かれます。これまでの第 3 子以降給食費無料化でも同様の扱いとなっております。 第 6 条につきましては、様式第 5 号、第 6 号の内容を明確化するため、文言の修正を行いました。 第 11 条は、現在の第 3 子以降給食費無料化を規定する内容を削除し、第 2 子以降給食費無料化に合わせて内容を修正しました。特別支援教育就学奨励費の交付を受けている者は給食費無料化の対象外となりますが、就学奨励費は給食費の 2 分の 1 の交付のみのため、残りの 2 分の 1 の給食費を減免するという内容となっております。 別表は、令和 7 年度からの教職員等分給食費の値上げに伴い、金額を修正しました。月額を 4,550 円から 5,000 円に変更し、基準額は 280 円となります。 第 2 子以降給食費無料化の対象者の決定方法は、町が住民基本台帳から対象者を抽出して決定するため、基本的に申請は不要となります。
教育長	ただいま事務局より、議案第 7 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第 7 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第 7 号については承認されました。 次に、議案第 8 号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第 8 号 阿見町学校給食費滞納整理要綱の一部を改正する訓

	令について 第2条は学校で給食費を徴収していた頃の古い内容となっておりまして、現在は阿見町学校給食費事務取扱規則で規定されているため、本要綱から削除いたします。第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第10条までを1条ずつ繰り上げます。
教育長	ただいま事務局より、議案第8号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第8号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第8号については承認されました。 次に、議案第9号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第9号 阿見町第3子以降学校給食費免除実施要綱の廃止について 資料18ページをご覧ください。議案第7号 阿見町学校給食費事務取扱規則の改正により、第2子以降給食費無料化を開始するため、阿見町第3子以降学校給食費免除実施要綱を廃止するものです。事務取扱規則の改正と時期を合わせまして、令和7年4月1日から施行としております。
教育長	ただいま事務局より、議案第9号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第9号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第9号については承認されました。 次に、議案第10号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第10号 阿見町民体育館条例の一部を改正する条例について 令和6年度実施の町民体育館大規模修繕工事において、アリーナ部分に空調設備を新設し、令和7年度から共用開始するに伴い、使用料を設定するため、一部を改正するものです。 別表備考欄に空調設備の使用料を追加し、施設の使用料を内税表記に変更し、その旨を追加しました。また、「利用」と「使用」が混在して

	いたため、原則として「利用」に統一しました。
教育長	ただいま事務局より、議案第 10 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	施設の利用は 2 時間単位だと思いますが、空調も同様ですか。
事務局	空調設備につきましては、1 時間単位での設定としております。
委員	利用時間は自己申告でしょうか。
事務局	受付で事前に確認させていただこうと考えております。
教育長	他に質問がないようでしたら、議案第 10 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第 10 号については承認されました。 次に、議案第 11 号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第 11 号 阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入について 資料 26 ページをご覧ください。本件は小学校に入学する新 1 年生にランドセルを配布する入学祝い品事業により町が物品を購入するもので、令和 7 年第 1 回定例議会に上程を予定しています。 予定数量は 450 個、契約は単価契約で、契約の相手方は今年度と同一業者です。令和 8 年度に入学する児童に向けての購入となり、製品仕様については今年度と同様です。
教育長	ただいま事務局より、議案第 11 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	総合教育会議で 6 年後に回収するという話だったので、支給という言葉は適当ではないのかなと思います。
事務局	元々支給するものでして、海外への寄付はお願いという意味で、ランドセル配布時に文書で通知しております。ランドセルを最初に配布した、来年度 6 年生となる児童に、海外への寄付にご協力いただけるかどうかのアンケートを実施する予定です。

委員	令和８年度入学児童に配布するランドセルは、今年度と同様のものというお話がありましたが、これまで希望や苦情等はありませんか。
事務局	毎年、２年生の保護者を対象に、アンケートを実施しているのですが、９割以上の方から満足していると回答をいただいております。しかし、女の子が選ぶ色の方が多い、緑色が欲しかった、もっと軽いものがない等の意見もございました。
委員	少数の意見を取り上げるのは難しいと思いますが、今後そのような意見が増えたら、変えていくことも可能でしょうか。
事務局	色に関しましては、新しい色を加えることも考えられると思います。
教育長	他に質問がないようでしたら、議案第１１号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第１１号については承認されました。 次に、議案第１２号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第１２号 阿見町立中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入事業補助金交付要綱を廃止する告示について 資料２８ページをご覧ください。本件は、これまでの補助金交付から、ヘルメットの配布に変更することによる要綱の廃止について、承認を求めるものです。
教育長	ただいま事務局より、議案第１２号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第１２号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第１２号については承認されました。 次に、議案第１３号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第１３号 阿見町立学校管理規則の一部を改正する規則について 資料３０ページから３２ページをご覧ください。学年末休業日の開始日を「３月２５日」から「３月２３日」に改めるものです。学年末休業

	日を２日間増やし、教職員の事務の作業時間の確保を図ります。令和７年４月１日から施行しますので、来年度の学年末休業日より適用されます。
教育長	ただいま事務局より、議案第１３号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第１３号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第１３号については承認されました。 次に、議案第１４号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第１４号 阿見町路線バス運行事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について 資料３３ページから３５ページをご覧ください。 本件における路線バスとは、上寺子から阿見小学校裏門までの経路を小学生の登下校時の時間のみ運行しているものです。当該補助金は、運行にかかった年間費用について、不足額を補填する上限額を定めたものです。これまで補助限度額を３６０万円としていましたが、人件費や燃料費等の高騰により、補助金の増額が必要と判断したため、７１５万円に改めます。
教育長	ただいま事務局より、議案第１４号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	補助金はバス会社に入るものですね。保護者負担となる運賃については金額に変更はないのでしょうか。
事務局	運賃は、バス事業者が決定しておりまして、変更する場合には町の公共交通活性化協議会等に諮る必要があります。運賃はこれまで通り変更はないと思いますが、あくまでも今回は、今の補助金額では運行していないということで、補助限度額を引き上げました。
教育長	他に質問がないようでしたら、議案第１４号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第１４号については承認されました。

事務局	次に、議案第 15 号について、事務局より説明をお願いします。 ○議案第 15 号 中学校教師用教科書及び指導書購入について 本件につきましては、令和 7 年度の中学校教科書の採択替えに伴い、中学校教師用教科書及び指導書を購入するものです。教科書の定価について、1 月 24 日に文部科学省より定価認可が行われたことを受けて、金額が確定したため、令和 7 年第 1 回定例議会に上程を予定しております。 教科書・一般書籍供給会社により教科書取扱店の選定が行われ、阿見町は一者が指定されております。定価と教科書販売店が決まっていることから、一者特命随意契約で入札を行います。教科書は非課税のため、契約総額の 10% の金額と消費税額は異なります。 納入につきましては、年度明けの 4 月 4 日を期限としております。
教育長	ただいま事務局より、議案第 15 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第 15 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第 15 号については承認されました。 次に、議案第 16 号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第 16 号 令和 6 年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について 令和 7 年第 1 回阿見町議会定例会に提出する令和 6 年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見を求めるものです。 まず歳入を申し上げます。 県支出金の地域クラブ活動実証事業委託金が増額、町債の教育債が減額となります。 次に歳出を申し上げます。 教育費の教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費の全てが減額となります。
教育長	ただいま事務局より、議案第 16 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第 16 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。

委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第16号については承認されました。 次に、議案第17号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第17号 令和7年度阿見町一般会計予算案（教育費）について 令和7年第1回阿見町議会定例会に提出する令和7年度阿見町一般会計予算案（教育費）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求めるものです。 まず歳入を申し上げます。 分担金及び負担金が減額、使用料及び手数料が増額、国庫支出金が増額、県支出金が増額、諸収入が減額、町債が減額となっています。 次に歳出を申し上げます。 教育費全体で見ると減額となります。教育総務費が増額、小学校費が増額、中学校費が減額、社会教育費が減額、保健体育費が減額となります。
教育長	ただいま事務局より、議案第17号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第17号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第17号については承認されました。 次に、令和7年2月教育業務報告及び3月教育業務予定を事務局からお願いします。
事務局	○令和7年2月教育業務報告 1日いばらきっ子郷土検定県大会、ライオンズクラブポスターコンクール表彰式、2日予科練平和記念館開館15周年記念講演会、3日県南管内教育長会議、臨時校長会、4日全員協議会、臨時会、5日定例管理職会、6日いきいき学校保健委員会、13日町校長会、18日全員協議会、市町村教育長協議会冬期研修会、19日町教頭会、20日幼児教育と小学校教育の接続のための研修会、21日教育委員会定例会、町教務主任会、25日議会開会、部活動地域移行検討委員会、26日議会一般質問、27日議会一般質問、28日議会一般質問 ○令和7年3月教育業務予定 1日霞ヶ浦高等学校卒業式、2日霞ヶ浦清掃大作戦、5日第2回学校

教育長	事務共同実施協議会、１１日中学校卒業式、１２日町教頭会、１３日常陽銀行防犯ブザー寄贈、市町村教育長会議、臨時教育委員会、臨時校長会、１６日文化芸術公演会、１７日小学校卒業式、予科練運営協議会、２５日教育委員会定例会、２８日高校生会町長報告、３１日辞令交付式
事務局	ただいま事務局より、２月教育業務報告及び３月教育業務予定の説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
教育長	(その他協議事項、連絡事項については下記のとおり)
教育長	他に質問がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	○予科練平和記念館開館１５周年記念特別展について ○３月教育委員会臨時会 令和７年３月１３日（木）午後３時３０分 吉原交流センター ２階 吉原ホール ○３月教育委員会定例会 令和７年３月２５日（火）午後３時３０分 吉原交流センター ２階 吉原ホール
閉会	午後４時３５分

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 宮崎 智彦

委 員 湯原 敦子